

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：警備業法
根 抱 条 項：第8条
処 分 の 概 要：警備業の認定の取消し
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第4条（認定）、第7条（認定証の有効期間の更新）
処 分 基 準： 警備業法第8条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等をすることができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、認定を取り消すこととする。 <ul style="list-style-type: none">・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：警備業法
根 抱 条 項：第22条第7項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条第1号から第6号まで（警備業の要件）、第22条第2項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）
処 分 基 準： 警備業法第22条第7項各号に該当し、警備員指導教育責任者として不適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名 : 警備業法
根 抱 条 項 : 第23条第5項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要 : 合格証明書の返納命令
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法第3条第1号から第7号まで（警備業の要件）、第23条第4項（合格証明書の交付）
処 分 基 準 : 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項各号に該当し、警備員として不適当であると認められる場合等には合格証明書の返納を命ずることとする。 ここで、同項第3号に基づいて合格証明書の返納を命ずる場合とは、警察官の制服に殊更に似せた服装による警備業務の実施、携帯を禁止されている護身用具であって著しく危険なものを携帯しての警備業務の実施等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考 :

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名 : 警備業法
根 抱 条 項 : 第42条第3項において準用する第22条第7項
処 分 の 概 要 : 機械警備業務管理者資格者証の返納命令
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法第3条第1号から第6号まで等（警備業の要件）、第42条第2項（機械警備業務管理者資格者証の交付）
処 分 基 準 : 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第7項各号に該当し、機械警備業務管理者として不適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備業務用機械装置の運用計画又は指令業務に関する基準の作成懈怠、偽りの計画等の作成、明らかに違法な指令業務の指導、故意による長期の監督又は指導の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考 :